

令和 8 年度 凍結防止剤（塩化ナトリウム、塩化カルシウム）の購入仕様書

1. 目的

本仕様書は、名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）が使用する凍結防止剤の購入に関し必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。なお、公社が本仕様書に基づき購入する凍結防止剤は、塩化ナトリウム、塩化カルシウムである。

2. 契約期間

契約期間は、契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 20 日までとする。

（公社雪氷期間：令和 8 年 12 月 1 日から令和 9 年 3 月 20 日まで）

3. 輸送計画書

納入業者は、契約締結後 10 日以内に運搬体制、運搬の経路、連絡体制、緊急時の対応等を記載した輸送計画書承諾願（様式-1）を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。

4. 納入検査及び確認

納入にあたっては、監督員の確認を行うものとし、納入確認願（様式-2）を監督員に提出しなければならない。

また、納入確認結果の通知は、認定書（様式-2）により行うものとする。

5. 納入条件

- （1） 公社の指示（様式-3）より、公社が特別に納入期限を指定する場合を除き、即刻（指示から 48 時間以内）物品の納入が可能なこと。ただし、受注者の責によらない場合を除くものとする。
- （2） 土日・祝日および夜間の注文及び納入が可能であること。
- （3） 納入にあたっては、公社が指定した場所へ納入と同時に監督員へ納品書を提出すること。
- （4） 納入する際は、事前に基地の敷地及び剤倉庫の状況を確認すること。参考として、過去納入時の凍結防止剤の積載量は、次のとおりである。丹後基地（14t）、千音寺基地（14t）、楠基地（24t）、一宮基地（24t）、船見基地（24t）。以上を踏まえ、適切な車両で納入すること。また、参考に昨年度 1 回あたりの最大納入量は、次のとおり。
丹後基地（36t）、千音寺基地（36t）、楠基地（36t）、一宮基地（60t）、船見基地（36t）

6. 凍結防止剤の規格と品質

(1) 凍結防止剤は、次の規格に適合しなければならない。

①塩化ナトリウム

a. 品質

塩化ナトリウム 95%以上とし、含水率は3%以下とする。凍結防止剤 10%濃度水溶液における含有成分が水質汚濁防止法の排水基準のうち、別表-1の基準に適合すること。

b. 粒度

平均粒径 $0.5\text{ mm} \leq D_{50} \leq 3.5\text{ mm}$ とし最大粒径 11.2 mm以下とする。

0.15 mm以下および 5.6 mm以上がそれぞれ 5%以下とする。

c. 固結状況

納入時に、公社が行う固形剤散布等の雪氷作業に支障のないものとする。

d. 品質及び試験方法

【品質試験】

①「塩試験方法 第5版」(2019年7月(財)塩事業センター)

②水質汚濁防止法に定める有害物質測定方法

③「塩試験方法 第5版」(2019年7月(財)塩事業センター)における乾燥減量法

【粒度試験】

・JIS K 0069「化学製品のふるい分け試験方法」における乾式ふるい分け方法

別表-1

有害物質	許容限度
カリウム及びその化合物	カリウム 0.03mg/L
シアン化合物	シアン 1mg/L
有機リン化合物	有機リン 1mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5mg/L
ヒ素及びその化合物	ヒ素 0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
P C B	0.003mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L
ナフ素及びその化合物	ナフ素 10mg/L
フッ素及びその化合物	フッ素 8mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L

②塩化カルシウム

形 状：粒状

含有比率：塩化カルシウム 70%以上

氷点降下：塩化カルシウム系 15%水溶液における結晶温度は、－12度以下

粒 径：7.0mm 以上が1%以下

その他：異物の混入、異臭がないこと。

納入時に固結のないこと。

有害物質の含有については、食品添加物公定書に準拠すること。

- (2) 凍結防止剤の材料は、あらかじめ品名、製造元または生産地、品質規格、納入概算数量等を明記するとともに、品質判定ができる資料および塩種ごとの材料見本(200g)を添付した物品承諾願(様式-4)を契約締結後20日以内に監督員に提出し、その承諾を得なければならない。

なお、凍結防止剤の品質判定ができる資料については、公的機関及びこれに準ずる第三者機関が発行する品質証明書とする。

- (3) 凍結防止剤の品質確認について監督員より指示があった場合は、納入量が100tになるごとに監督員に提出し、その承諾を得なければならない。ただし、納入者はその品質に疑義が生じ監督員より物品の品質規格についての検査を指示された場合は、当該指示に従わなければならない。また、品質証明書は検査完了後、速やかに監督員に提出しなければならない。なお、これに要する費用は関連項目の契約単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

7. 包装袋の材料

- (1) 塩化ナトリウムに使用する包装袋は、JIS Z 1651(フレキシブルコンテナ)の規格に適合したもの又はこれと同等の品質を有するもの、塩化カルシウムに使用する包装袋は、ポリエチレン製等で運搬時に破れ等生じないものを使用すること。
- (2) 包装袋の材料は、あらかじめ品名、製造元または生産地、品質規格、使用概算数量等を明記する他、品質判定ができる資料を添付した物品承諾願(様式-4)を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。

8. 納入場所、凍結防止剤倉庫の容量及び購入予定数量

(1) 納入場所、凍結防止剤倉庫の容量

- | | |
|------------------|----------------------|
| ①名古屋高速道路公社 丹後基地 | 名古屋市南区丹後通五丁目 3-1 |
| ②名古屋高速道路公社 千音寺基地 | 名古屋市中川区島井町 15-5 |
| ③名古屋高速道路公社 楠基地 | 名古屋市北区大我麻町 240 番地 |
| ④名古屋高速道路公社 一宮基地 | 一宮市丹陽町九日市場字宮浦 1318-1 |
| ⑤名古屋高速道路公社 船見基地 | 名古屋市港区船見町 1-128 |

凍結防止剤倉庫で保管できる凍結防止剤の容量は、各基地ともに 60t。

(2) 購入予定数量

凍結防止剤	①丹後 基地	②千音寺 基地	③楠 基地	④一宮 基地	⑤船見 基地	計
固形剤散布用塩 (塩化ナトリウム) 粉碎塩 (t/袋)	230 t	310t	220 t	240t	160t	1160t
塩化カルシウム 粒状 (25kg/袋)	0	30 袋	55 袋	0	0	85 袋
塩化カルシウム 粒状 (t/袋)	0	1t	1t	1t	0	3t

上記凍結防止剤の予定数量は、期間中の天候状況により変動します。

9. その他

- (1) 塩化ナトリウムの支払いは、1t あたりの契約単価、塩化カルシウムの支払いは、1t あたりの契約単価及び 1 袋 (25kg) の契約単価で行うものとする。この契約単価には、凍結防止剤の材料費・公社所有の各基地までの運搬費・充填費・袋代および凍結防止剤の納入に必要なすべての費用を含むものとする。
- (2) 代金の支払いの請求を行う場合は、「凍結防止剤納入実績報告書 (〇〇月分)」(様式-5) を翌月の 5 日までに公社に提出しなければならない。
- (3) 本仕様書に疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。
- (4) 納入した物品について引き渡しを行う場合は、「受渡書」(様式-6) を公社に提出しなければならない。

様式-1

令和 年 月 日

総括監督員

様

会社名

代表者

輸送計画書承諾願

件名 令和 8 年度凍結防止剤（塩化ナトリウム、塩化カルシウム）の購入

標記について、下記のとおり輸送計画書を提出しますので、ご承諾下さるようお願いいたします。

記

1. 輸送体制
2. 運搬の経路図
3. 連絡体制
4. 緊急時の対応
5. その他

様式-2

検 印 欄	主任監督員	専任監督員	施工管理員

令和 年 月 日

総括監督員
様

会社名

納入確認願

件名 令和 8 年度凍結防止剤（塩化ナトリウム、塩化カルシウム）の購入

標記について、令和 年 月 日付納入指示のあった物品の納入を下記のとおり行いますので、確認をお願いいたします。

記

品 名	納入場所	納入数量	納入希望日時				備 考
	丹後基地	t	令和	年	月	日 時 分	
	千音寺基地	t	令和	年	月	日 時 分	
	楠基地	t	令和	年	月	日 時 分	
	一宮基地	t	令和	年	月	日 時 分	
	船見基地	t	令和	年	月	日 時 分	
	丹後基地	袋	令和	年	月	日 時 分	
	千音寺基地	袋	令和	年	月	日 時 分	
	楠基地	袋	令和	年	月	日 時 分	
	一宮基地	袋	令和	年	月	日 時 分	
	船見基地	袋	令和	年	月	日 時 分	

認定書

上記について、納入が完了したものと認めます。なお、受渡書（様式-6）を提出願います。

会社名
代表者 様

監督員

令和 年 月 日

総括監督員
_____ 様

会社名
代表者 _____

物品承諾願

件名 令和 8 年度凍結防止剤（塩化ナトリウム、塩化カルシウム）の購入

標記について、下記のとおり物品を納入したいので、ご承諾下さるようお願いいたします。
記

品 名	製造元（生産地）	品質規格	概算数量	備 考

様式-5

検 印 欄	主任監督員	専任監督員	施工管理員

令和 年 月 日

総括監督員
_____ 様

会社名
代表者_____

凍結防止剤納入実績報告書（ 月）

件名 令和 8 年度凍結防止剤（塩化ナトリウム、塩化カルシウム）の購入

令和 年 月分の納入実績を、別紙のとおり報告いたします。

様式-6

令和 年 月 日

名古屋高速道路公社

理事長 _____ 様

会社名

代表者 _____

受 渡 書

件名 令和 8 年度凍結防止剤（塩化ナトリウム、塩化カルシウム）の購入

令和 年 月 日付けで納入した物品について、これをお引き渡しいたします。

単 価 契 約 書 (案)

- 1 件 名 令和8年度凍結防止剤（塩化ナトリウム、塩化カルシウム）の購入
- 2 品名及び規格 別紙仕様書のとおり
- 3 契 約 期 間 令和 年 月 日から令和9年3月20日まで
- 4 契 約 金 額 別紙単価表のとおり
- 5 契約保証金 免除

上記について、次の条項により、凍結防止剤の単価契約を締結する。

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき、頭書の期間中、頭書の金額をもって、発注者の指示するところに従い、この契約を履行するものとする。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

第3条 受注者は、この契約遂行にあたり知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第4条 この契約に基づく発注者の受注者に対する発注の通知は、必要の都度、仕様書様式－3により行うものとする。

第5条 受注者は、発注を受けたときは、直ちに物品を納入しなければならない。

2 発注者は、納入の検査及び確認が完了したときは、納入伝票に検査済及び受領印を押印するものとする。

3 受注者は、検査に合格しないときは、その物品の取替をして、発注者の指定する期日までに納入するものとし、その費用は一切受注者の負担とする。

第6条 受注者は、毎月当該月の初日から末日までに納品した物品の代金を発注者に請求するものとし、発注者は請求書を受領した日から30日以内に受注者に支払うものとする。

なお、請求代金は、集計数量と単価を乗じた金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算したものとする。

第7条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 受注者の責めに帰すべき事由により、発注者の指定する期限内に物品を納入する見込みがないと、明らかに認められるとき。
- 二 受注者若しくは受注者の代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があると認められるとき。
- 三 前各号のほか受注者が契約に違反し、契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項の場合において、検査に合格した物品の既納部分があるときは、発注者はその代金を支払わなければならない。

第7条の2 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 法人等の役員等（法人にあつては、非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては、法人の役員等と同等の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつては、その者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが、同法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- 二 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が、その法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- 三 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- 四 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 五 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 六 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 七 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注

者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

八 第6号及び第7号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第5号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害が生じた場合においても、その責めを負わないものとする。

第8条 発注者は、第7条第1項及び前条のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 第7条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

第9条 受注者は、発注者がこの契約に違反したとき又はその違反によって物品を購入できないときは、契約を解除することができる。

2 第7条第2項の規定は、前項の規定により、契約を解除したときに準用する。

第10条 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、この契約の履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、発注者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の場合において、受注者が被害届の提出を怠ったと認められるときは、受注者に対し、競争参加資格の停止若しくは指名停止の措置又は競争による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがある。

第11条 この契約について疑義が生じた場合及びこの契約に定めのない事項については発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 名古屋市中区栄一丁目8番16号
名古屋高速道路公社
理事長 松井 圭介

受注者

(別紙)

単 価 表

品 名		単価 (税抜)	契約単価 (税込)
塩化ナトリウム 1 t		円	円
塩化カルシウム	2 5 Kg／袋	円	円
	1 t	円	円

(様式第1)

入札書

件名：令和8年度凍結防止剤（塩化ナトリウム、塩化カルシウム）の購入

金 円（税抜）

【基準単価：塩化ナトリウム 1t】

名古屋高速道路公社一般（指名）競争入札心得承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住所
入札者
氏名

名古屋高速道路公社
理事長 松井 圭介 様

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）

担当者（会社名・部署名・氏名）

連絡先1

連絡先2

(様式第2)

入 札 辞 退 届

件名：令和8年度凍結防止剤（塩化ナトリウム、塩化カルシウム）の購入

上記について、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住 所
入札者
氏 名

名古屋高速道路公社
理事長 松井 圭介 様

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

（連絡先は2以上記載すること）

本件責任者（会社名・部署名・氏名）

担当者（会社名・部署名・氏名）

連絡先1

連絡先2
